４．工事種目　下記ａ）及びｂ）両方の施工実績を有すること。ただし同一工事での施工実績でなくてもよい。
ａ）電灯設備
ｂ）火災報知設備
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、下記㈠の施工実績を有すること。
㈠
１．建物用途　㈠１．に同じ。
２．延べ面積　3,000㎡以上
３．工事種目　電灯設備
また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
⑹　第１号２⑴⑥に同じ
⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。
①　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　１人の者が、平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす電気設備の新設工事（工事種目についてシステム一式を施工していること。）の経験を有すること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。ただし、建築一式工事における施工経験は含まない。
１．建物用途　⑸㈠１．に同じ。
２．延べ面積　10,000㎡以上
３．階数　３階以上
４．工事種目　電灯設備
なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事の経験のみ同種工事の経験として認める。
③　第１号２⑵③に同じ
⑻～⑼　第１号２⑴⑦～⑧に同じ
⑽　第１号２⑶に同じ
⑾　第１号２⑴⑨に同じ
３　総合評価に関する事項
⑴　落札方式
①～②　第１号３⑴①～②に同じ
⑵　総合評価の方法
①　第１号３⑵①に同じ
②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㈠、㈡のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㈢の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。
㈠　技術提案［ＶＥ提案］の項目として「保守性及び改修工事（電気設備を対象とする。）を考慮した施工に関する提案」
㈡　工事全般の施工計画
㈢　施工体制（施工体制評価点）
③～④　第１号３⑵③～④に同じ
⑤　②㈠の「保守性及び改修工事（電気設備を対象とする。）を考慮した施工に関する提案」の技術提案［ＶＥ提案］については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。
②㈡の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。
⑶　第１号３⑶に同じ
⑷　⑵②㈠「保守性及び改修工事（電気設備を対象とする。）を考慮した施工に関する提案」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点減ずる。
⑸　第１号３⑸に同じ
４　入札手続等
⑴～⑷　第１号４⑴～⑷に同じ
⑸　第１号４⑸に同じ
①～②　第１号４⑸①～②に同じ
③　郵送等による入札の受領期限は、平成26年３月５日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第二係。
開札は、平成26年３月７日11時00分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。
なお、落札決定の日は開札の翌日を予定する。
５　その他
⑴～⑮　第１号５⑴～⑮に同じ
⑯　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑰～⑱　第１号５⑰～⑱に同じ
６　Summary
⑴～⑵　The same with notice above (NO. 1)
⑶　Subject matter of the contract : Electrical facility construction work of the Setagaya National Government Building (tentative name) ⑬.
⑷～⑹　The same with notice above (NO. 1)

○第３号

１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　世田谷地方合同庁舎（仮称）⑬機械設備工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　東京都世田谷区若林４－22－12、14
⑷　工事内容
敷地面積　4,129㎡
［庁舎］
構　　造　鉄筋コンクリート造
地上６階　地下１階建て
建築面積　約2,300㎡
延べ面積　約13,100㎡
用　　途　事務所・庁舎、図書館、保健所
工事種目　空気調和設備、換気設備、排煙設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備、雨水利用設備
⑸～⑭　第１号１⑸～⑭に同じ
２　競争参加資格
⑴　第２号２⑴に同じ
⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。
⑷　第２号２⑷に同じ
⑸　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記㈠の要件を満たす暖冷房衛生設備の新設工事（工事種目についてシステム一式を施工していること。）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。